

京都市訓令甲第21号

交 通 局  
上 下 水 道 局

京都市交通局長，上下水道局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

第3条中「別表」を「別表第1」に改める。

第4条表以外の部分中「いう」の右に「。以下同じ」を加え，同条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか，第2条第1項の規定により，上下水道局長，総務部長，職員課長及び用度課長が地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に関する事務について専決する事項は，別表第2のとおりとする。

別表を別表第1とし，同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条関係）

専 決 者	専 決 事 項
上下水道局長	(1) 1件80,000,000円未満の物品等の調達契約に関する こと。ただし，理財局長が別に定める随意契約を除く。 (2) 物品等の調達契約における予定価格，最低制限価格及び低入 札価格調査制度における調査基準価格に関すること。 (3) 1件400,000,000円未満の工事請負契約に関する こと。ただし，理財局長が別に定める随意契約を除く。 (4) 工事請負契約における予定価格，最低制限価格及び低入札価 格調査制度における調査基準価格に関すること。 (5) 1件80,000,000円未満の不動産の買収及び補償の

	<p>決定及び契約に関すること。</p> <p>(6) 不用物品の売却及び交換契約に関すること。</p>
総務部長	<p>(1) 1件20,000,000円以下の物品等の調達契約に関すること。ただし、理財局長が別に定める随意契約を除く。</p> <p>(2) 1件100,000,000円以下の工事請負契約に関すること。ただし、理財局長が別に定める随意契約を除く。</p> <p>(3) 1件10,000,000円以下の不動産の買収及び補償の決定及び契約に関すること。</p> <p>(4) 1件1,000,000円以下の不用物品の売却及び交換契約に関すること。</p>
職員課長	<p>(1) 職員の給与等の支出決定、差押え及び過誤払に係る収入決定に関すること。</p> <p>(2) 職員の給料の支出費目の変更に関すること。</p> <p>(3) 公務災害等に係る補償費の支出決定に関すること。</p> <p>(4) 公務災害等に対する補償に係る損害賠償の額の決定及び賠償金の収入決定に関すること。</p>
用度課長	<p>(1) 1件5,000,000円以下の物品等の調達契約に関すること。ただし、理財局長が別に定める随意契約を除く。</p> <p>(2) 1件30,000,000円以下の工事請負契約に関すること。ただし、理財局長が別に定める随意契約を除く。</p> <p>(3) 1件500,000円以下の不用物品の売却及び交換契約に関すること。</p> <p>(4) 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること。</p>

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)